

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	令和 6年 第 7号
受付日	令和 6年10月28日
送付日	令和 6年10月29日
答弁受理日	令和 6年11月26日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	荻須 智之
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

議会ハラスメント条例に関する市長の行動についての再質問

前回の質問では、議会ハラスメント条例における市長の権限の逸脱、議長の責務の無視、二元代表制の原則違反など、6つの具体的な論点について質問いたしましたが、市の回答は調査の実施経緯の説明に終始し、これらの本質的な論点に対する回答がありませんでした。そこで、以下の点について改めて明確な回答を求めます。

1. 法的根拠の明示について 市の回答では「職員がハラスメントを感じる事のない環境を構築することを目的として実施した」とありますが、議会ハラスメント条例には市長の役割や権限に関する規定がありません。改めて、市長が独自に調査を行った法的根拠を具体的にお示しください。
2. 議長の責務との関係について 条例第4条では明確に議長の責務が規定されているにもかかわらず、なぜ市長が主体となって調査を実施したの

でしょうか。「議長にご報告する」という事後的な対応ではなく、当初から議長の責務として対応すべきではなかったのでしょうか。

3. アンケート実施の基準について「全ての所属長を対象としたアンケート方式で実施」とありますが、
 - ・ なぜ所属長のみを対象としたのか
 - ・ どのような基準で7件を選定したのか
 - ・ なぜ令和5年度の事案のみを対象としたのか具体的な説明を求めます。
4. 二元代表制との整合性について 市長部局が議会に対して調査を行うことは、二元代表制における相互牽制の関係を損なう可能性があります。この点についての市長の見解を示してください。
5. 今後の対応方針について 今後、職員からハラスメントの申し出があった場合、どのような手続きで対応する予定でしょうか。条例の趣旨に則り、議長の責務として対応することを基本とすべきと考えますが、市の方針をお示してください。

以上の質問は、議会の自治と二元代表制に関わる重要事項です。アンケート結果から7件の事案を抽出したと示されましたが、この過程、基準が非公開であり、対象議員が新図書館の建設に反対、もしくは異を唱える議員ばかりで、市長による反対議員の口封じではないかとの意見が議員側には有ります。結果的に新図書館建設計画は事業主体の近畿日本鉄道側の判断で頓挫し、反対意見を排除する必要は無くなりましたが、恣意的な選抜により対象ハラスメント事案を決定したのであれば、市長の議会に対する圧力であり、市長権力の濫用による議会統制であります。これは二元代表制をないがしろにする行為であり、議会制民主主義を崩壊させる極めて重大で悪質な事件であります。当質問には市長の第一人称による答弁を求めます。前回の回答のような経緯説明ではなく、各論点について具体的な見解を示していただくようお願いいたします。

また、「議員への聞き取り調査」について「執行部として把握していない」とのことですが、市長の指示により実施されたアンケート調査が発端となっている以上、その後の経過について把握していないというのは不自然ではないでしょうか。この点についても見解を求めます。

以上